

# 平成25年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

平成25年10月22日

平成25年10月22日(火)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 買受適格証明願について
- 日程第7 議案第7号 競(公)売買受適格証明願に対する意見について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
- 日程第12 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一

24番	伊藤	はつ子	25番	大坂	雅道
26番	星越	清徳	27番	飯森	茂
28番	高木	彌	29番	大堀	潔
30番	高木	重樹	31番	高木	哲吉
32番	栗林	利男	34番	伊藤	寛
35番	椿	康弘	36番	本宮	敏雄
37番	宮負	厚美	38番	菱木	重雄
39番	小倉	新一	40番	多田	晃一
41番	大須賀	常政	42番	三橋	和男
43番	小林	一男			

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

7番	石橋	新一郎	33番	菅谷	晃
----	----	-----	-----	----	---

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜澤	清明	管理班長	篠塚	和広
農地班長	高橋	重正	副主幹	越川	泰克
主査	伊藤	健	主任主事	小川	敦弘

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員、33番 菅谷 晁委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、14番 埴 武久委員、27番 飯森 茂委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号2番、譲受人が耕作利便を図るための交換による所有権移転するものであります。

整理番号3番、譲受人が耕作利便を図るための交換による所有権移転するものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号10番、譲受人が贈与を受けるための所有権移転であります。

整理番号11番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号12番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号13番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

以上の1番から13番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件である農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 去る、10月17日、木曜日、午前9時より市役所3階302号会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました審査案件には3条申請13件、5条計画変更申請1件、4条申請2件、5条申請の4件、買受適格3条4件、買受適格5条1件、農振除外5件であります。

各々の案件については、現地調査及び書類、また写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号について、提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

審査結果は、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし3番の3件について、議席番号3番 内山委員。

3番内山委員 それでは、整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が経営規模拡大を図るため、自作地に隣接している耕作利便の申請地を譲り受けるものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が実施できることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、2番、3番と関連案件ですので、一括してご説明申し上げます。

整理番号2番、3番について、現地調査を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、申請人お互いが耕作利便を目的とし農地交換するものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、4番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るために申請地を譲り受けるものであります。

譲受人は水田耕作面積が約2ヘクタールあり、今後も良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 この申請は、譲受人が自宅から近い申請地を譲り受けて規模拡大を図るものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満た

しており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自宅の隣にある申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は18アールの水田1筆しか所有しておりませんが、飯米用の水田として以前より耕作しており、今回、定年を期に親戚から水田約25アールを利用権設定により借り受け、更に自宅に隣接している畑を譲り受けて本格的に農業経営を行うものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号7番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るために申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は地元の〇〇〇〇が生産しているホールクロップサイレージ稲のコントラクターとして、刈り取り等を請負受託しており、取得後も農地の良好な維持管理が行われると思います。取得要件を満たしていると思いますから、許可が妥当だと判断しました。

続いて、8番についてですが、整理番号8番は譲受人が農業経営規模拡大のため、自宅に近い申請地を譲り受けるものであります。13ヘクタールほど今やっております。規模年々拡大して評判もなかなか良いということで、取得要件を満たしているのではないかと思います。今回の申請が上がってきたと思います。このことを思いまして許可が妥当ではないかと私は思いました。

以上であります、審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、9番について、25番 大坂委員。

25番大坂委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に隣接している耕作利便の申請地を譲り受けるものであり、取得後も農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 次に、10番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に隣接してい

る耕作利便の申請地を譲り受けるものであり、取得後も農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、11番、12番の2件について、31番 高木委員。

31番高木委員 それでは、整理番号11、12番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、圃場面積が大きい耕作利便の申請地を譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に、13番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は水田の経営耕作面積が約5ヘクタール以上と大規模な水稻農家であり、取得後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 議案第1号6番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号6番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号6番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第1号6番を除く12件について審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号6番を除く12件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号6番を除く12件は、原案のとおり決定いたします。

---

## ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、これは議案第4号整理番号3と関連案件であります。

平成20年1月17日付け千葉県香振指令第5号の124～133で、畜舎施設用地として許可を受けましたが、当初譲渡人は譲受人から資本投資で経営を行う予定でしたが、経営難のため今回所有権移転を含み承継するものであります。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更に係る要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

3 9 番小倉委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は1件であります。

審査結果について、整理番号1番、譲受人からの資本投資で経営を行う予定でありましたが、譲渡人の経営難のため事業を承継し所有権移転するものであります。

農地に影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を願います。

整理番号1番について、21 番 林委員。

2 1 番林委員 申請地は、以前より豚舎用地として許可を受け、今回の承継者である〇〇〇〇からの資本で行う予定でしたが、補助金や現在経営難等で〇〇〇〇が直接経営することになったものです。

各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、共同住宅用地とのことであります。

申請人は、生活環境のよい土地のため需要が見込まれると判断し、アパート経営を行うものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号2番、共同住宅用地とのことであります。

申請人は、生活環境のよい土地のため需要が見込まれると判断し、アパート経営を行うものであります。

申請地は、用途区域内の農地または生産性の低い小集団の第3種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

以上のことから、1番及び2番の申請については、農地法第4条第1項の許可申請書の要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について案件は2件であります。

整理番号1番、2番については、実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 高城委員。

1 3 番高城委員 申請地は、環境もよく立地条件が良いため、共同住宅を建築する計画です。用水は上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流するとのことです。書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2 番について、27 番 飯森委員。

場所ですけれども、国道 356 号線を〇〇〇〇方面に向かひまして〇〇〇〇に入る十字路がございます。その信号を少し過ぎた右側の住宅地になります。

申請地は、環境もよく立地条件が良いため、共同住宅を建築し、収入の安定を図る計画です。

用水は上水道、汚水・雑排水は下水道へ放流とのことです。公共下水道ですね、これを放流します。

土地改良区の承諾書の添付もあり、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第 4 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意

見について審議を求める。平成 25 年 10 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。  
議案の概要説明をいたします。

整理番号 1 番、転用を伴う賃借権設定で駐車場用地とのことであります。

譲受人は、〇〇〇〇を営んでおり今まで使用していた駐車場に建物を建築する計画であるため、現在の駐車場がなくなるため近接に駐車場として転用するものでございます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

事前転用のため始末書添付済みであります。

資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号 2 番、転用を伴う使用賃借権設定で、展示場及び作業場用地とのことであります。

譲受人は、中間処理事業を営んでおり、申請地でリサイクル建築資材の製造・販売場とするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号 3 番、議案第 2 号整理番号 1 と関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で、畜舎設備用地とのことであります。

譲渡人は、譲受人から資本投資で経営を行う予定でしたが、経営難のため所有権を含み承継するものであります。

申請地は、農業振興地域内、農業用地域内の農地ではありますが、農地法施行令第 18 条 1 項 1 号の農地または採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外に適用するものであります。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号 4 番、転用を伴う所有権移転で、建売分譲住宅用地とのことであります。

譲受人は、不動産業を営んでいますが、生活環境のよい土地のため需要が見込めると判断し建売分譲を建築するものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 3 種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

以上のことから、1 番から 4 番までの申請については、農地法第 5 条第 1 項の許可申請の

要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は4件であります。

このうち、整理番号1番については、現地調査を行いました。

整理番号1番については、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であり、現在使用していることから問題はないとの意見でありました。

なお、事前転用がありましたので始末書を添付させております。

また、ほかの案件については、転用許可要件を満たしているものと考えられますので、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 譲受人は〇〇〇〇を行っており、業務拡大に伴い社内の駐車場用地であった場所に倉庫を建築中で、従業員駐車場が新たに必要となったため今回の申請に至ったものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

また、申請地は施工済みのため、始末書添付となっている案件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号2番について、ご説明申し上げます。

申請地は、平成25年4月に農振除外を受けた場所で、事業拡大に伴いまして、現在の事業所の隣接地において、土木建材の展示場及び作業場とする計画です。

雑排水の発生はありません。雨水は自然浸透です。

隣接農地は譲受人の農地のためまったく問題はないと思われます。各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号3番について。

この案件は、議案第2号整理番号1との関連案件です。

譲受人は、畜産業を営んでおり譲渡人より事業を継承し当初計画と同じ畜舎用地として使用する計画です。

各書類・事業計画ともに適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、4番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 この該地は、〇〇〇〇の南側といたしますか、100メートル位の所でございます。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は環境もよく立地条件が良いため、建売分譲住宅を建築する計画です。

用水は上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流とのことです。

書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
平成 25 年 10 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成 25 年度第 7 次農用地利用集積計画、整理番号 1 番から 35 番までの設定であります。  
使用貸借権の設定、新規 4 件、8,496 m<sup>2</sup>、このうち田が 5,644 m<sup>2</sup>、畑が 2,852 m<sup>2</sup>であります。

賃借権の設定、新規 22 件、163,432 m<sup>2</sup>、これはすべて田であります。

賃借権の再設定、7 件、42,593 m<sup>2</sup>、これはすべて田であります。

所有権移転、2 件、1,827 m<sup>2</sup>、これはすべて田であります。

以上 35 件の第 7 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第 6 議案第 6 号

議 長 日程第 6 議案第 6 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 6 号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第 3 条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成 25 年 10 月 22 日提出、香取市農業委

員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番は、成田税務署が行う公売による買受適格証明願です。公売の方法は、期日入札、売却区分番号、成田2402-1、入札期日は平成25年11月26日、午後1時15分から同日の午後2時15分まで、入札の場所は成田税務署、開札期日は同日午後2時20分でありま

す。  
整理番号2番、これもやはり成田税務署が行う公売による買受適格証明願です。公売の方法は、期日入札、売却区分番号、成田2402-2から6番、入札期日は平成25年11月26日、午後1時15分から同日の午後2時15分まで、入札の場所は成田税務署、開札期日は同日午後2時20分であります。

整理番号3番、4番は、同事件であります。

千葉地方裁判所が行う競売による買受適格証明願です。競売の方法は、期間入札、売却区分番号、平成24年(ケ)第1508号、千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は平成25年11月13日9時から同月20日、午後5時まで、入札の場所は千葉地方裁判所、開札期日は同月27日、午前9時30分であります。

整理番号1番、2番、3番、4番につきましては、申請者の農業経営規模拡大による買受願であり、平成25年11月26日及び12月11日に売却決定を受けたとき、農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

申請に関して、既に添付書類として提出されました許可申請書及びその他添付書類から申請者の適格要件等慎重に審議した結果、許可要件である農地すべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われるため、買受適格証明の交付要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は4件であります。

案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

これは、成田税務署が行う公売によるものであり問題はないとの意見でありました。

したがいまして、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 それでは、整理番号1番及び2番について、一括して現地調査を行った結果を説明いたします。

申請人は、それぞれ農業経営の規模拡大を図ることを目的として、公売に参加するものがあります。

なお、両申請人とも地元大崎の農家であり、経営規模も問題なく最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、14番 塙委員。

1 4番塙委員 3番、4番については、関連がありますので一括して、調査等を行った結果を説明したいと思います。

申請人は、それぞれ農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するものがあります。

申請地は、集積地で耕作利便性も良く、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と思います。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第6号 3番、4番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗林委員。

3 2 番栗林委員 この4番ですかね、買受人が富里ですよ、富里から八筋川まで来て、農地の有効な維持管理ができるでしょうか。

かつ、今までも耕地面積が1ヘクタールですね。

議 長 いいです。3番、4番一括で。

続けてください。

3 2 番栗林委員 ということで、本当に有効な管理ができるだろうかというような気がするのですが、この辺のところはどんなものなのでしょうか。

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ただいま栗林委員さんのご質問ですけれども、一応営農計画書の中に通作距離及び通作時間ということで、これはあくまでも本人申告でございますけれども、富里からも通作距離30キロ、通作時間は1時間ということで、営農計画書に記載がございます。

香取市外の方ということで、私、富里市の農業委員会に、この買受人の照会をしました。一応、当然市の農業委員会の事務局の回答は、農業経営状況証明書という、うちの方でいう農業経営実態証明書ですけれども、それを交付しているのを確認しておりますし、一応本人が農業をやっているということで、富里市の農業委員会も確認しておりますという一応回答は、電話でいただいております。そこまでの確認でございますけれども、以上でございます。

議 長 栗林委員さん、何かご質問ありますか。

3 2 番栗林委員 さっきの質問とまったく同じなんですけれども、できるんだろうかということだけです。ということで、この農業委員会で何とかなるというのであれば、それについて、またこちらで言うことはありませんので、それなら買受適格証明を交付して最高値になったら、有効な維持管理をしていただきたいということでございます。

事務局 営農計画ですけれども、本人畑作のみということで記載があると思いますが、一応営農計画では今後、田植え機とコンバインを保有する、あと、その他についてはライスセンターに委託するというので、記載が出されておりますことを付け加えておきます。

議 長 そのほか、質疑ありましたら、お願いいたします。

それでは次に、採決いたします。

議案第6号 3番、4番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 3番、4番については、証明書を交付ことと決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、議案第6号 1番、2番について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 1番、2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 1番、2番については、証明書を交付することと決定いたします。

なお、議案第6号については、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定します。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 競(公)売買受適格証明願に対する意見について。下記のとおり競(公)売買受適格証明願の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附する。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、これは千葉地方裁判所が行う競売による買受適格証明願です。

競売の方法は期間入札、平成24年(ケ)第1214号、千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は平成25年11月13日午前9時から同年同月20日の午後5時まで、入札場所は千葉地方裁判所、開札期日は11月27日午前9時30分であります。

これは、競売に附された申請地の既存建物を申請人が使用するための買受適格証明願であります。平成25年12月11日に売却決定を受けたとき、農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当の意見を附して進達いたします。

申請は、申請地に店舗・作業場・倉庫が建築されているものであり、競売に参加して敷地の所有権を取得するものであります。

申請地は、用途区域内第1種中高層住居地域にある第3種農地と判断されます。

以上のことから、添付書類として提出されました許可申請書及びその他添付書類により、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられるため、買受適格証明の交付要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は1件であります。

案件については、書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

これは、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり、問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第7号については、転用許可要件を満たしているものと考えられ、買受適格証明書の交付が適当であるとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請書類及び現地調査を行った結果、申請地は地目が現況宅地であります。

前所有者が地目田のまま今回の競売に至ったわけでございます。

用壁が既に施され店舗用地の一角にされております。関連会社の競売も入札参加すべき申請でございます。現況有姿の利用で営業も継続いたしたいと、そのことから周辺農地に被害を及ぼすことはないものと思われま。申請に伴う添付書類、特に問題はなく、この申請は妥当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、買受適格相当との意見を附して進達することに決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

それでは、議案の概要説明をいたします。

整理番号1番から5番までの農振除外の申請であります。

整理番号1番、分家住宅を建てるに当たり、両親の面倒を見るため実家近くに専用住宅を建築するとのことあります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号2番、大規模発電所として非常用電源の機能を担うことにより、地域に貢献するものとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号3番、現在は妻の実家に住んでいますが、妻の兄が実家を継ぐこととなったため、新たに専用住宅を建築するとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当する施設建物と考えられます。

整理番号4番、既存住宅が老朽化してきたので建て替えたいとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号5番、震災により被災し、早期に生活に必要な専用住宅が必要なため建築するものです。

申請地は、第1種農地相当であり、農地法施行規則第36条に該当する施設と考えられます。

以上のことから、整理番号1番から5番まで第1種農地相当及び第2種農地相当であるが、農地法第5条第2項第2号、農地法施行規則第33条第4号及び第35条第4号、第36条に該当する施設であるため、香取市農業振興地域整備計画の変更については妥当と考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更案件は、5件であります。

このうち、整理番号5番について、現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

整理番号1番から4番までの4件の案件については、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと認められるため、問題なしとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

整理番号5番については、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果優良農地であり、代替地の検討がなされていないため、問題ありとの意見進達が妥当であるとの結論を出しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 事業計画者は、現在家族と同居していますが隣接地へ分家住宅を建築し両親の面倒を見るとのことで、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2番について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 事業計画者は申請地を太陽光発電所として非常用電源の機能を担うことにより、地域貢献を行うことが目的とのことです。今回の申請地は登記地目が宅地で以前養鶏場として使用していたため農業施設用地となっている場所で、現在は養鶏場を取り壊し荒地となっており農地としての復元は難しいため、農振除外がなされた場合周辺農地所有者からの同意もあり、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、3番について、13番 高城委員。

13番高城委員 事業計画者は、現在妻の実家に住んでいますが、妻の兄が実家を継ぐことになり、農業を続けるため、実家の近接地へ住宅を建築するとのことです。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、4番について、21番 林委員。

21番林委員 申請地は、現在農振地域と知らずに家を建てて40年ほどもう既に経過してしまったとのことです。始末書付きの案件であります。既存住宅の建て替えて、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、5番について、33番 菅谷委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の代読をさせていただきます。

この申請は農振除外後の第1種例外の規定に該当しますが、申請地は優良農地であり、代替地についての十分な検討がなされていないため、農地として保全するのが望ましいと判断

しました。

審議のほど、よろしく申し上げます、とのことです。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議題のうち、まず、整理番号1番ないし4番の以上4件について、採決いたします。

議案第8号 1番ないし4番の以上4件は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 1番ないし4番の以上4件の、香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

次に、議案第8号 5番について、採決いたします。

議案第8号 5番は、当該地は優良農地であり、代替地についての十分な検討がなされていないため、農地として保全するのが望ましいとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号5番の香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、ただいまのとおり決定いたします。

---

◎日程第9 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は5件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、17件であります。

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成25年10月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

以上でございます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時05分